

ネーミングライツの導入（上尾市民体育館） 市民意見及び市の考え方

■ 意見募集期間：令和7年10月24日～令和7年11月14日

■ 応募意見状況：提出者数 15名

No.	寄せられた意見（要旨）	本市の考え方
1	<p>上尾市民体育館のネーミングライツ導入に賛成の立場から意見を述べます。</p> <p>ネーミングライツに関しては、一部に反対意見もあると聞きますが、少子高齢化が進行する時代、市の財政に余裕などあるはずもなく、歳入予算の確保は大変重要な課題です。こうした現状を踏まえればネーミングライツ等の新たな歳入の確保策を積極的に推進すべきであると考えます。このことから当該ネーミングライツの導入に賛成するものです。</p> <p>なお、契約期間については、今回2年とされていますが、ネーミングが市民に浸透していくためにはある程度時間が必要です。今後ネーミングライツの募集にあたっては、できるだけ長期間の契約となるような募集の仕方（募集要項の工夫等）を検討していただきたいと思います。</p>	<p>本市では、新たな歳入確保策の一つとして、ネーミングライツ事業を実施しております。契約期間は今回2年間となっておりますが、今後の事業の実施にあたっては、長期間の契約となるよう、募集内容等について検討してまいります。</p>
2	<p>以下の理由から、市民の許可なく、公共施設の名称を変更することに反対します。</p> <p>理由1：企業名を看板やチラシ、SNS、施設本体などに付けることは、宣伝効果が高いにも関わらず、契約金額が安すぎると思いますし、癒着かとも思ってしまいます。市民にネーミングライツを売る合意が得られた場合は、特別会計で、関わる収支を全て報告させる必要があると思います。何でも使えるお金ではありません。</p> <p>理由2：愛着のある名称を変更することは、上尾市としてのプライドがないように思います。</p> <p>理由3：施設名称が長くなりすぎます。他市のネーミングライツについては黙っているが、上尾市民は許しません。</p>	<p>ネーミングライツ料については、対象施設ごとに、自治体が保有する類似施設の規模や利用者数などを勘案して設定しております。</p> <p>今回の対象施設である市民体育館の収支については、「主要な施策の成果及び予算執行の実績報告書」で公開しております。また、ネーミングライツ料は、原則として市が所有する公共施設等の運営及び維持管理に役立てております。</p> <p>愛称については、様々なご意見を踏まえ、今回から新たにネーミングライツを導入する施設については、正式名称を愛称に含むこととしております。</p>
3	<p>不便になるためネーミングライツはやめて欲しいです。</p> <p>せめて上尾市民体育館の後ろに会社名があった方が良いです。</p>	<p>愛称については、様々なご意見を踏まえ、今回から新たにネーミングライツを</p>

	<p>また、桶川の会社ではなく、上尾市の会社にしてほしいです。</p>	<p>導入する施設については、正式名称を愛称に含むこととしており、各施設が認識できるよう配慮しております。</p> <p>その他、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>市議会議員の活動を通じて知りました。</p> <p>30年以上上尾市に住んでいますが、【市民体育館】としか認知しておりません。</p> <p>いつの間にか文化センターが「あげお富士住建ホール」となり、困惑したことがあります。</p> <p>運営費がすべて【ネーミングライツを付与した企業の負担】なら賛成致します。</p> <p>市議会議員の説明によると、歳入がごくわずかとのことであり、それであれば、反対します。</p> <p>選挙制度があるので、住民投票を実施してはいかがでしょうか。</p>	<p>愛称については、様々なご意見を踏まえ、今回から新たにネーミングライツを導入する施設については、正式名称を愛称に含むこととしており、各施設が認識できるよう配慮しております。</p> <p>ネーミングライツ料については、対象施設ごとに、自治体が保有する類似施設の規模や利用者数などを勘案して設定しております。</p> <p>その他、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>高齢者が増えているなかで、将来の世代の負担が重くなるのが心配です。</p> <p>テレビや新聞などでもネーミングライツが使われている体育館は目にします。上尾市でもネーミングライツを使って収入になるのはいいことだと思います。</p> <p>今後もスポンサーが増えてくれればよいと思います。</p>	<p>本市では、新たな歳入確保策の一つとして、ネーミングライツ事業を実施しております。ネーミングライツ料は、公共施設等の運営及び維持管理に役立てております。</p>
6	<p>上尾市民体育館は多くの市民が利用しているので、名称が変更されると不便になると思います。</p> <p>企業名が前にあると、市の施設ではないと思ってしまうため、企業名は後ろに付けてほしいです。</p> <p>また、ネーミングライツを実施する前に、予算の使い方を見直してほしいです。</p>	<p>様々なご意見を踏まえ、今回から新たにネーミングライツを導入する施設については、正式名称を愛称に含むこととしており、各施設が認識できるよう配慮しております。</p> <p>その他、いただいたご意見について</p>

		は、今後の参考とさせていただきます。
7	<p>名前を覚えるのが面倒で、混乱を招くので変更をやめてほしいです。上尾市民球場の名称が変わっても、私はそのまま市民球場と呼び続けています。愛称を覚えている人と出会ったことは私を含めて一度もありません。また、上尾市民体育館に関しても同様で、昔の呼び名のままでいいと思っており、新しい名前を覚える必要はないと感じています。</p>	<p>今回から新たにネーミングライツを導入する施設については、愛称に施設の正式名称を含むこととしており、公共の施設であることに配慮しております。</p>
8	<p>以下の理由から、反対です。</p> <p>1：市民体育館は、さまざまな大会や催し物が多く、こどもを含め、初めて行く人や行かなければならぬ人に、どこにある何という体育館かを説明することが多いです。名称が長くなったり、変更したりすると特定しづらく、混乱を招きます。</p> <p>2：企業が所有する体育館を、社会貢献として無料や安い使用料で貸し出す例も多いです。企業名が入ると公共施設である印象が薄れ、あたかも市民の財産を一つ失ったかのようで市民のモチベーションが下がります。</p> <p>3：維持管理費に及ばない、安価なネーミングライツでは、リスクが高すぎて、バランスが取れません。</p> <p>＜要望＞</p> <p>(ア) 「愛称」ということであれば、既にネーミングライツ契約がされている施設の正式名称を『広報あげお』には、必ず併記して欲しいです。</p> <p>(イ) 契約済の施設では、その期限が切れる前には必ず市民の声を反映して欲しいです。</p>	<p>様々なご意見を踏まえ、今回から新たにネーミングライツを導入する施設については、正式名称を愛称に含むこととしており、各施設が認識できるよう配慮しております。</p> <p>ネーミングライツ料については、対象施設ごとに、自治体が保有する類似施設の規模や利用者数などを勘案して設定しております。</p> <p>その他、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>ネーミングライツ全般を否定するわけではありませんが、市民が慣れ親しんできた施設にはやめていただきたい。（文化センター、コミセン、市民球場、市民体育館、自然学習館など。）</p> <p>「広報あげお」では、他市との比較で優位にあると理解しており、上尾市の財政がひっ迫しているとは思えません。</p>	<p>今後、物価の高騰などにより、施設の運営及び維持管理費などが増加することが見込まれることから、ネーミングライツ料を市が所有する公共施設等の運営及び維持管理に役立てるため、ネーミングライツ事業を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>その他、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

10	<p>ネーミングライツ事業は、市民にとって不便となるのでやめていただきたいです。</p> <p>上尾市民体育館は他市の方の利用も多いと思います。車でのナビ検索で、自動車精工上尾市民体育館と検索しても出てきませんし、2年毎に変わってしまう可能性もあります。市民の利便性を一番に考慮した事業を行っていただきたいです。</p> <p>ネーミングライツをやるにしても、【上尾市民体育館自動車精工】のように施設名の後ろに企業名を付けていただきたいです。</p>	<p>様々なご意見を踏まえ、今回から新たにネーミングライツを導入する施設については、正式名称を愛称に含むこととしており、各施設が認識できるよう配慮しております。</p> <p>その他、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>今回の場合、これまでの呼び名が新たな愛称と並べて使い続けられるようで安心しています。というのも既に変更された文化センターの名称は「あげお富士住建ホール」とされて、一体従来のどの施設なのか分からなくなっています。私はコミュニティセンターかと思い、そちらへ足を運んでしまい、無駄足を踏んでしまいました。他にも戸惑う方々が市内はもとより市外から来られる方にもいるのではないかと思うか？とんでもない迷惑です。</p> <p>さらに、命名権を売ることで、実質的にどれほどの財政的プラスがあるのですか。看板その他のいろいろな変更経費は別個に支払われる訳ではないのでしょうか。横浜では経営不振の日産が権料を半額に値切らせたとニュースになりました。他社に考えた場合の経費・損失を考慮して受け入れるしかなかったと聞きます。</p> <p>いずれにしろ、あまりに見掛け倒しに思えてなりません。</p>	<p>様々なご意見を踏まえ、今回から新たにネーミングライツを導入する施設については、正式名称を愛称に含むこととしております。</p> <p>ネーミングライツ事業において、看板など、愛称を付すことに伴う経費は、ネーミングライツパートナーの負担となっており、ネーミングライツ料は全額を公共施設等の運営及び維持管理に役立てることができます。</p>
12	<p>他市でも、多くのスポーツ施設やホールでネーミングライツが導入されているので、今回市民体育館に応募があつてよかったです。企業のイメージアップと、上尾市の収入が増えるようなネーミングライツが増えるといいと思う。</p>	<p>本市では、新たな歳入確保策の一つとして、ネーミングライツ事業を実施しておりますが、今後も様々な意見を参考にしながら、歳入増の取組を検討してまいります。</p>
13	<p>(市民の共有の財産を企業に切り売りしないでください)</p> <p>上尾市は「ネーミングライツ（命名権、以下N Rと略記します）」を推進するとの姿勢を明らかにしていますが、ひとりの市民として上尾市民体育館の名称変更に反対します。</p> <p>以下、N R推進の「危うさ」と「視点の相違」について述べます。</p> <p>1. N R推進の「危うさ」</p> <p>まず、N R推進についての基本的な「危うさ」については、次の点が考えられます。</p>	

- ①愛着のある名称が大きく変更されることで、市民の上尾市行政への不信感が醸成されること（この不信感は、N Rにより公共施設の名称変更がされる度に増大すると考えられます）。
- ②今回の意見募集は評価できますが、全市民にN Rそのものの是非を問う規模にはなっていません。
- ③契約期間が3年で短いため、利用者の混乱や地域への定着の妨げになります（3年後、自動車精工がN Rを更新するとは限りません）。
- ④期間中に自動車精工が経営破綻した場合、施設名変更や契約解除が必要となり混乱します。
- ⑤上尾市としてN Rが行政財産の私権設定にあたるか否かについて説明していません。

言うまでもなく公共施設は市民共有の財産であり、上尾市においても、多くの公共施設は従前の名称が定着しています。今回の場合は「上尾市民体育館」がN Rの対象とされていますが、従前の名称を違う呼び名にしてまで、なぜわざわざ「自動車精工 上尾市民体育館」に変更するのか、上記の懸念も含め、まったく理解ができません。ここに上尾市がN Rを推進する「危うさ」があります。

N Rは「命名権」であるので、その権利を使わないこともできるはずです。今回、上尾市は自動車精工という会社に対し、「命名権は使わないこともできます」と説明したのでしょうか。命名権を使わなかった例としては、鎌倉市の豊島屋（鳩サブレでおなじみ）が、海水浴場の命名権を購入した者の、市民の意向を考えて使わなかったという例は、鎌倉市民でなくとも周知の事実です。果たして、自動車精工に企業としてのそうした矜持があるのでしょうか？企業自体が試されているとも言えます。

2. 視点の相違

N Rの推進の動機が「少しでも収入を得るために」というのであれば、「支出について細かいところまで検証したうえで見直す」ことにも視点を置かなければなりません。たとえば、市のスポーツイベントなどに必ず顔を見せる競歩選手に1回10万円の報酬が支払われていることを知っている市民はほとんどいないと思われます。この支出額は、自然学習館のN Rで得られる年間の額と同額です。つまり、その事実に視点を置けば、N Rで得た10万円を競歩選手の報酬に充当しているとも言えます。今回の「自動車精工 上尾市民体育館」というのは、僅か年間330万円の収入を得るために、市民にとって愛着のある「上尾市民体育館」の名称を放棄することになる、という事実に市はきちんと向き合ったほうがよいと考え、今回のN Rに反対します。

1-①について

今回から新たにネーミングライツを導入する施設については、愛称に施設の正式名称を含むこととしており、公共の施設であることに配慮しております。

1-②について

今回の意見募集につきましては、市民コメント制度要綱に基づき、市内在住・在勤・在学者等が意見を述べることができます。市民コメントの実施については広報やホームページ・S NS等で広く周知しております。

1-⑤について

ネーミングライツにつきましては、裁判所の判例や総務省の見解から、私権の設定を制限する地方自治法には抵触しないものと考えております。

その他、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

『上尾市ネーミングライツ事業ガイドライン』（以下、ガイドライン）p18 の「①次の内容について、市ホームページ等で意見を募集します。」及び「上尾市民体育館へのネーミングライツの提案に関する意見募集」に則り、次のとおり意見を申し上げます。
なお、文中の「p ●」で示しているのはガイドラインのページです。

1. 提案のあった施設（当該施設等）、上尾市民体育館について

① 本提案は、主権者である市民が日常的に利用する「公の施設」に特定営利企業の名称を冠として利用することを金銭契約により、権利付与する行為と考えます。

言うまでもなく「公の施設」については、地方自治法第244条第1項に「住民の福祉を増進する目的をもって利用に供するための施設」として設置の趣旨が定められています。こうした施設に特定営利企業の名称使用権を金銭によって付与することは同法の趣旨から逸脱しています。

② 今日、何かと金銭で価値を測り、金銭で解決する社会風潮が拡がっており、地方公共団体のもつ倫理性や、市民の正義意識の醸成を図るべき公共の役割には逆効果となるものです。場合によっては、上尾市の役割・信頼や、上尾市民の社会的信用を傷つける結果となる行為です。さらに詳細を述べます。

③ 体育館を利用される方は様々です。利用の前提となる名称に不快感、忌避感を抱く施設は「公の施設」とは言えません。企業の自己資金で建設したり個人が私的に設置した体育館等とは異なり、「名称」においても配慮をする必要があります。

④ 上記のこととは、地方自治法第244条第2項に「正当な理由がない限り、利用を拒んではならない」とあり、また同法244条3項には「住民の利用について、不当な差別的扱いをしてはならない」とも定められています。

直接に抵触しないまでも、この趣旨を深くご理解頂ければ、本提案の企業に限らず、私企業については様々な競争関係、利害関係などが想定され、特定企業の名称を冠することで、施設の利用者に不快感を与える可能性のある行為を、すべての市民を主権者として運営されるべき上尾市が行う行為ではありません。

⑤ 日常の市民会話では「市民体育館」で通用する施設をわざわざ企業名を付けて不便をかけ、しかも破格の低額で権利を付与した上に、さらに「施設の優先利用権」（ガイドラインp10）の特典まで付与しては市民のための「公の施設」とは言えなくなってしまいます。

⑥ なお、市ガイドラインでは「自動車精工 上尾市民体育館」の長々しい呼び方を原則とし、市民が呼び方を勝手に崩したり、変えたりすることを制限していることも、誰のための施設

1-①について

ネーミングライツ事業は、契約に基づき施設名称付与権（命名権）を与えるものであり、公の施設としての行政目的が阻害されるというものではないため、地方自治法上も問題がないものと考えております。

1-③について

様々なご意見を踏まえ、今回から新たにネーミングライツを導入する施設については、正式名称を愛称に含むこととしており、各施設が認識できるよう配慮しております。

1-⑤について

ネーミングライツパートナーへの施設の優先利用権は1日～2日を想定しており、市民の利用に著しい影響を与えるものではないと考えております。

その他、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

であるのか、本末転倒の発想でしかないと考えます。

2. 応募者、自動車精工株式会社について

① 提案する企業の情報、契約事項が市の意見募集には何の表示もありません。原因は上尾市の制度欠陥ですが、その制度自体は本件意見募集の目的とは異なるので参考意見とします。

ただし、本件について、企業の名称だけを示して、住所地も代表者も事業内容も何も標記しないで、本市の信用にも関わる命名権の付与はできないはずであり、ガイドライン「(3)市民からの意見募集」p17を要件としている制度上から、手続き的不備のもとでは導入すべきではありません。

② ガイドラインには「契約の解除」等が記されていますが「本市の名誉又は信用を失墜」「業務を妨害、事務を停滞」させる行為があったとき、との記述だけで関係する契約事項の詳細はどちら表示されていません。

自動車精工㈱に万一にも該当する行為が発生した場合、上尾市の信用が失墜し、市民にも影響が出るのですから、ガイドラインの「契約書に定めておくべきもの」p19の契約解除、対価の返還、不返還、損害賠償、紛争処理、等々の項目は具体的な定めを市側が公表したうえで市民の意見募集、導入の是非判断をすべきです。曖昧、抽象的な契約事項のままでは、提案された企業が誰かにかかわらず命名権付与は不適切な行為です。

③ 万一の訴訟事態も想像してください。期間2年度分の契約ですから、訴訟準備が行われている間に「契約解除」できる期間は経過してしまうはずです。契約解除の実効性はありません。現状の上尾市ネーミングライツ制度自体の不備のもとでは命名権付与は不適切な行為です。

なお、「他の市もやっているから」の説明も予想できますが、それでは杜撰の上塗りにしかなりません。

④ 今回の提案企業は上尾市内に事業拠点のない企業のようですが（桶川市に工場があるようですが）、「公の施設」の名称は地域コミュニティの醸成も重要な目的であるはずです。上尾市とは縁の薄い企業がどこからでも参入できる制度となれば、それは別の問題として制度の趣旨を再検討すべきです。提案企業の労には申し訳ないのですが、悪しき前例を拡大する今回の命名権付与は見送るべきです。

⑤ 企業名だけが表示された「市民からの意見募集」（ガイドラインp17）の機会では市民の意見が適切に表明できるとは思えません。したがって、「住民の福祉の増進」（前述の地方自治法244条第1項）の視点からみて、「公の施設」の命名権を付与するだけの信用性を確認する

2-①について

市民からの意見募集にあたり、応募企業を特定する観点から、今後は企業名だけではなく、本社住所地も表記いたします。

2-②について

契約書案には、ガイドラインに定めている事項（P19）を記載しており、ネーミングライツパートナーの募集時は公表していました。今後は、市民からの意見募集の際にも、契約書案等を公表してまいります。

2-③について

契約上、市は催告なく契約を解除することができるとしているため、訴訟等があった場合も、速やかに対処することが可能であると考えております。

2-⑤について

市民からの意見募集にあたり、応募企業を特定する観点から、今後は企業名だけではなく、本社住所地も表記いたします。

その他、いただいたご意見について

手立てもありません。万一にも本市の信用を損なう事態の発生を想定すれば、現状では本件の応募者は適格とは判断できません。

3. 愛称は自動車精工 上尾市民体育館について

① 企業名を冠につけると「公の施設」か「企業施設」かの判別が困難になります。初めての利用者、とくに主催が市民で、市外からも参加者がある文化センター、コミセンの場合などは実際に混乱が生じています。事実や市民の声を大切にすべきです。

したがって、市民体育館をはじめとして、日常的に市民が利用している施設、あるいは目印・道標として市民の会話の中で使われる施設に企業名を入れて「自動車精工 上尾市民体育館」とするのは長すぎます。「愛称」どころか不便という市民の不満の声にも耳を傾けるべきです。

② ネーミングライツを続けていると、市民の税を原資に建設された共有の財産という意識が薄れてくることにもなります。しかも、わずかばかりの金銭と引き換えに、市民共有の財産として市民が施設の建設や維持管理の負担をしていくことに自覚の欠如や不信感が広がる結果にもなりかねないので命名権付与は中止すべきです。

③ 万一、命名権を付与する事態になる場合も、愛称は「市民体育館」とすることで自動車精工(株)と協議すべきです。

後述する企業の節税効果も可能なもとで、上尾市事業への幾ばくかの「貢献」を志しておられるならば「自動車精工(株)」は、市民にとって便利な「市民体育館」の愛称で目的は果たせるはずです。

4. 契約期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日について

① 契約期間は2年度間となっていますが、ガイドライン p9の愛称使用期間は原則として3年以上10年以下とされています。なぜ、このあたりの詳細を正確にして意見募集をしないのでしょうか。

そのうえで、契約期間は2年となっていますが「満了後の次回契約に際し、市と優先的に交渉できる」 p6うえに、市民からの意見募集は「同一法人等が同一愛称名で更新する場合は、意見募集を省略することができます」 p17となっています。

以上の定めのもとでは、2年経過後に市民が実施状況に不満、批判があっても利用者の要望は反映されない仕組みとなってしまいます。

以上のことから本件の導入は見送るべきです。仮に、導入する場合も契約期間終了後は、あら

は、今後の参考とさせていただきます。

3-①について

様々なご意見を踏まえ、今回から新たにネーミングライツを導入する施設については、正式名称を愛称に含むこととしております。

3-③について

ガイドラインで定める愛称の基準に合致しない場合を除き、市が応募者と愛称について協議することは考えておりません。

その他、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

4-①について

市民体育館は、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理期間が2年後に更新時期を迎えます。ネーミングライツ事業もこれに合わせることで、施設運営に係る事務処理や広報物更新に係る負担を軽減できることから、施設の状況や管理運営体制を考慮し、適切な期間として2年を設定したものです。

ためて契約内容を見直して市民の意見募集を実施することを明記すべきです。

② 市がネーミングライツの基本事項として示した概要 p4では「公共性」「公平性」が示されています。

ところが、長期の命名権の付与になる場合、名称は施設自体のイメージや設置者のイメージを固定化させることになります。当面は2年間だから良しとするのではなく、ネーミングライツ自体を廃止するのが本来の姿であると考えます。2年間の命名権をわずかばかりの金額で付与する以前に、市民の税（出資）があつて施設が存在するわけですから、施設の名称の前に約23万人市民の名称がついていることに思いを寄せてください。

③ 実務的にも決して効率的ではありません。上記①のとおり本来は短期で行うべきですから、諸帳票類、パンフレット・封筒の変更、残部数の処分、市民へのお知らせ、混乱問合せ、指定管理者の場合の協議、そもそもネーミングライツ事業に割かなければならない職員の業務量等を勘案すれば期間内に膨大な浪費が伴うものと言えます。期間の定めの限界性からみても本件事業は適切とは思えません。

5. ネーミングライツ料は年額330万円について

① 金額の妥当性は命名権付与の目的にもよりますが、過少すぎます。

市が“小金稼ぎ”を目的にしているとは思いたくありませんが、上尾市というブランドを市民の“総意（？）”として企業名の冠をつけることに同意するには安すぎます。このことは、提案企業に信用失墜などの不測の事態が生じた際の上尾市民全体が受ける損害とは釣り合いがとれません。広告費用として損金に計上可能として節税効果を目的とするならば市民を馬鹿にした金額です。

② 上尾市に「適正価格」の算出根拠がないことが問題です。ガイドラインでは、提案募集型の場合に「市が設定した最低価格以上」となっていますが、最低価格の積算根拠は示すべきです。市が「適正」と判断する根拠もなしに消費税込みで330万円では市民の判断根拠に欠けます。なお、「金額」の明示ではなく「根拠」の明示すらない状態の330万円で、アリーナから庭球場、弓道場まで様々な施設を有する市民体育館と、その利用者を考慮すれば、あまりに低額すぎ、本件提案は見直す必要があります。

③ 企業名の冠を付与したことが上尾市民の“総意”とされてしまうのですから、市民体育館の建設に関わる「減価償却費1年分と当該年度の管理費用の合計額」の、せめて半額は1年分の命名権料として負担していただく（維持費折半）べきです。

ガイドラインP17の「市民からの意見募集」では、「同一法人等が同一愛称名で更新する場合は、意見募集を省略することができる。」と定めておりますが、契約期間中における利用者の声などを踏まえ、意見募集を実施することも考えられます。

その他、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

5-①及び②について

ネーミングライツ料については、対象施設ごとに、自治体が保有する類似施設の規模や利用者数などを勘案して設定しております。

その他、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

市民の税を原資に建設された体育館の命名権と諸特権を付与するのですから企業としても覚悟を示すべきです。

④ ネーミングライツ費用は広告宣伝費として損金算入、もしくは2年分先払いすれば前払い費用として企業の節税対策に利用可能となるはずです。

市の“小金稼ぎ”の側面ばかりが強調され、金額はともかくとして税収の減少になる側面も有する（本件の場合は市外企業のため間接的影響にとどまるはずですが）ことは見逃せません。本件金額ばかりでなく多角的視点からも導入は見送るべきです。

6. 本件の5つの意見表明を求められた事項の総論として

① 本市のネーミングライツ事業は拙速かつ市長のトップダウンで、現場職員泣かせの傾向があります。同じように営利企業名の使用に関する要綱には「上尾市有料広告掲載に関する要綱」（以下、有料広告要綱）、「上尾市市内循環バスのバス停留所の命名に関する要綱」（以下、バス停命名要綱）などがありますが、これらが市の例規集として掲載開示されている一方で、「上尾市ネーミングライツ事業実施要綱」は掲載がありません。代わるべき「上尾市ネーミングライツガイドライン」も例規集に掲載がありません。

そして、有料広告要綱、バス停命名要綱には、ガイドライン以上の詳細事項が定められています。ネーミングライツ導入を前提とした杜撰なルールのもとでは市民の信頼を損なうことにもなりかねないので本件の導入は中止すべきです。

② ガイドラインの「4 契約（ネーミングライツパートナーの決定）」p19の記述は、「～～契約を締結することで、ネーミングライツパートナーが決定します。」とありますが、このガイドラインを根拠にした「導入判断」「意見募集」では「上尾市が決定する」のではなく、ネーミングライツパートナーが決定すると読めてしまい、市長はもちろん主権者市民の判断で決める事にはならないので、今回の導入は見送るべきです。

③ さらに、「契約にあたっては～～リスクに対し十分配慮し、契約者双方の権利と義務の範囲を明確にしてください」とありますが、「誰が何を明確にする」のでしょうか。

第1に、ガイドラインは「実施要綱」に代わって、ネーミングライツ事業のルールを定めたものと考えますが、これでは一般的な「ネーミングライツ手引書」の引用表現にしかなりません。第2に、「リスク内容」については何の記述もなく、契約書の記載項目が羅列してあるだけにすぎません。

このような「ルールブック」のもとでは、ガイドラインp 4の「施設の公共性を考慮し、社会

6-②及び③について

ガイドラインには、ネーミングライツに対する本市における考え方や基準、手順等を示しておりますが、今回いただいたご意見を踏まえ、わかりづらい表現など、必要な部分について修正してまいります。

6-④について

①～⑥は事前に想定しうる欠格事由ですが、⑦は①～⑥以外で、ネーミングライツパートナーとして適当でない法人等を欠格とするための規定であり、必要なものと考えております。

その他、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

的な信頼性及び～～公平性を損なわないように実施」はどうてい実現困難であり、本件の導入は見送り、市長の責任、幹部職員の深い検討のもとに制度再検討を行うべきです。

④ ガイドラインp 5 「欠格事項」の「市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した事業」「市長がネーミングライツパートナーとして適當でないと判断した法人」の定めに関しても同じであり、曖昧過ぎます。前段の①から⑥の項目は、風俗、消費者金融、法令違反、暴力団、税滞納等を欠格とすることに過ぎず、その他は、市長が「事業」も「法人」も選別可能とする定めでは、独断的判断を可能としてしまうルールとしか読み取れません。こうしたガイドラインのもとで提案されている本件については信頼性に欠ける部分があることから導入すべきではありません。

⑤ 金銭や経済至上、拜金主義が広く社会に拡がり、犯罪を正当化する考えの基底ともなっている時代です。地域の共同の事業、コミュニティ醸成へのとりくみが地方公共団体の本質的な課題となっています。営利企業との協働ももちろん大切な課題です。

しかし、小金稼ぎのために公共の矜持を見失っては上尾市民への役割を果たすことにはなりません。財政論からは国と地方の税・財源配分を再度見直すことが必要な環境にあります。それらの手立ても十分に行使しないままに行われている、本件の命名権付与事業には賛同できません。

■ その他の意見（上尾市市民コメント制度要綱第2条に該当するか不明な方から提出された意見）

寄せられた意見（要旨）

上尾市民体育館におけるネーミングライツの導入に賛成します。

公共施設に民間企業の支援を取り入れることで、施設の維持管理費の一部を賄い、市民の税負担を軽減できる点を高く評価します。また、地域企業である自動車精工株式会社様がスポンサーとなることで、「地域の力で地域を支える」という好循環が生まれることを期待しています。

市議会議員から「ネーミングライツによって頻繁に名称が変わると、市民が混乱する」「カーナビや地図検索で出てこなくなる」といった懸念の声がありました。今回、愛称に「上尾市民体育館」という名称が入ることで、これらの問題が解消され、市民にとっても分かりやすく親しみやすい形になったと感じています。このような配慮をいただいたことに、心より感謝します。

上尾市民体育館は、スポーツを通じて市民の健康促進や世代間交流を支える重要な拠点です。その名称に企業名が加わることで、地域経済の活性化にも寄与し、子どもたちにも「地元企業が地域のために貢献している」という前向きなメッセージを伝えることができると思います。

今後は、市民や利用者が引き続き親しみを持てるよう、名称表示やサインデザインなどに工夫を凝らしていただければ、より良い取り組みになると考えます。